一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年11月12日
事業者の氏名又は名称	有限会社県内貨物サービス(法人番号7470002012881)(代表者 大久保夏樹)
事業者の所在地	香川県善通寺市中村町565番地3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県善通寺市原田町5−1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	令和6年11月6日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項) (2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第10条第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

[※] 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和6年11月21日
事業者の氏名又は名称	有限会社平和運送(法人番号5490002012411)(代表者 小林之浩)
事業者の所在地	高知県長岡郡本山町本山935-5
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県長岡郡本山町本山字高田935-5
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第11条、貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	令和6年7月18日及び同年8月27日、第一当死亡事故を端緒として監査を実施したところ、7件の違反が確認された。 (1)営業所の掲示事項が不適切であったこと(貨物自動車運送事業法第11条) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (6)運行記録計による記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)
当該違反点数(営業所)	1
違反点数(事業者)	1

[※] 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。